

議案第31号  
宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 提案理由等について

1 提案理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が令和2年6月5日に公布されたことにより、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部が改正され、本年4月1日に施行されます。これにより、年金担保貸付事業の廃止のために必要な法制上の措置がされました。

年金を受ける権利は、担保としたり他人に譲り渡したりすることは法律で禁止されているものの、例外として「株式会社日本政策金融公庫」（沖縄在住の方は「沖縄振興開発金融公庫」）から年金受給権を担保にして、一時的な資金需要に応えるための貸付けを受けることが認められており、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律と宝塚市消防団員等公務災害補償条例にその旨が記載されていますが、今般の年金担保貸付事業が廃止となる法改正を受けて、条例における所要の整備を行うため、一部を改正しようとするものです。

2 経過措置に関する補足

経過措置として、施行日前に年金担保貸付事業を利用している受給者は、施行日以後も従前どおり受給権を担保に供することができるとして、法律にも記載されていますが確認的に条例中にも記載するものです。

なお、現在、本市において本条例に基づく年金等を受給されている方はおりませんが、施行日までの間に該当となり得る場合を想定したものです。